

佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画

平成27年1月

佐野市教育委員会

目 次

I	基本計画策定にあたって	1
1.	基本計画策定の趣旨	1
2.	基本計画策定の背景	1
II	市立小・中学校の状況と課題	2
1.	児童・生徒数と学校数の推移	2
2.	児童・生徒数の将来推計	3
3.	小・中学校の規模	4
4.	学校の小規模化・大規模化に伴う課題	4
III	学校の適正規模・適正配置の基本的考え	5
1.	学校規模適正化への基本的な考え方	5
2.	適正規模・適正配置の基準	5
3.	適正配置等と小中一貫教育	6
IV	適正規模・適正配置の手法	7
1.	学校の統合	7
2.	市街部における通学区域の見直し	7
3.	留意事項	7
V	適正配置計画の目標年次	8
1.	前期計画（平成26～34年度）	8
2.	後期計画（平成35年度～）	8
VI	適正配置の実施にあたって配慮すべき事項	9

I 基本計画策定にあたって

1. 基本計画策定の趣旨

全国的に少子化が進む中、本市においても児童・生徒数の減少による小・中学校の小規模化が進行しており、教育環境への様々な課題が生じることが懸念されている。

次代を担う子どもたちが確かな学力を身に付け、豊かな心と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の実現を目指し「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」を策定する。

2. 基本計画策定の背景

本市における昭和50年度以降の児童・生徒数は、小学校では昭和56年度、中学校では昭和61年度をピークとして年々減少し、現在は約半数となっている。児童・生徒数の減少傾向は今後も続くと予想されているため、多くの小・中学校の小規模化が見込まれる。

このような小・中学校の小規模化は、子どもたちの教育環境に様々な影響を及ぼし、学校における教育活動や学校運営などの面にマイナスの影響を与えることが懸念されている。

こうした現状を受け、佐野市教育委員会では、平成24年8月、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備する観点から、小・中学校の適正規模・適正配置について、外部有識者や公募市民等で組織する「佐野市立小中学校適正配置等検討委員会」を設置し、諮問を行い、平成25年3月21日に答申を受けたところである。

特に本市における小学校の複式学級の状況を見ると、平成26年度は4校であるが、平成32年度には9校に増加することが見込まれる。これは、市立小学校の3分の1にあたる。

佐野市教育委員会では、これらの現状を踏まえた上で、将来を見据え、佐野市立小中学校適正配置等検討委員会からの答申書の内容を基本とし、地域住民の意見を十分尊重した中で、未来を支えていく子どもたちの教育環境を整備し教育の充実を図るという視点に立ち、ここに佐野市立小中学校適正規模・適正配置についての基本計画を策定することとした。

Ⅱ 市立小・中学校の状況と課題

1. 児童・生徒数と学校数の推移

本市における昭和50年度以降の児童・生徒数は、小学校では昭和56年度が12,160人、中学校では昭和61年度が6,269人で、これをピークに減少を続けている。

その後、三市町合併時の平成17年度には、小学校6,983人、中学校3,554人、さらに平成26年5月現在で小学校6,083人、中学校2,992人と減少の一途をたどっている。

平成26年度は、ピーク時の児童・生徒数と比較すると、小学校では50.0%、中学校では52.3%の減少となり、およそ30年の間で小学生が6,078人、中学生が3,277人減少したことになる。

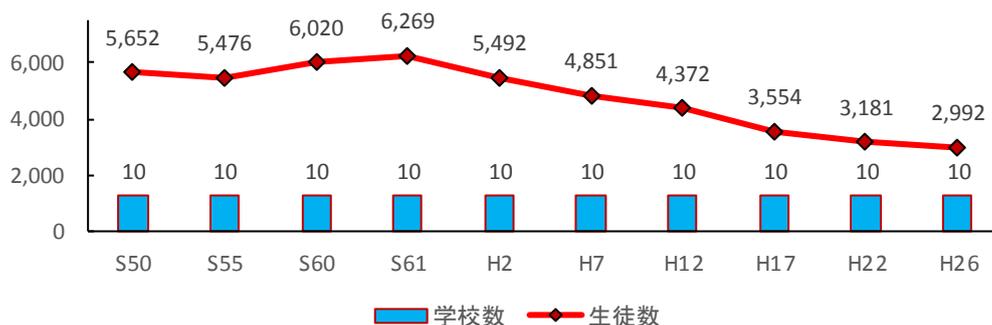
○市立小学校の児童数と学校数の推移

	S50	S55	S56	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H26
児童数	11,226	12,078	12,160	11,434	10,162	9,119	7,435	6,983	6,403	6,083
学校数	31	30	30	29	29	29	29	28	28	27



○市立中学校の生徒数と学校数の推移

	S50	S55	S60	S61	H2	H7	H12	H17	H22	H26
生徒数	5,652	5,476	6,020	6,269	5,492	4,851	4,372	3,554	3,181	2,992
学校数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10



2. 児童・生徒数の将来推計

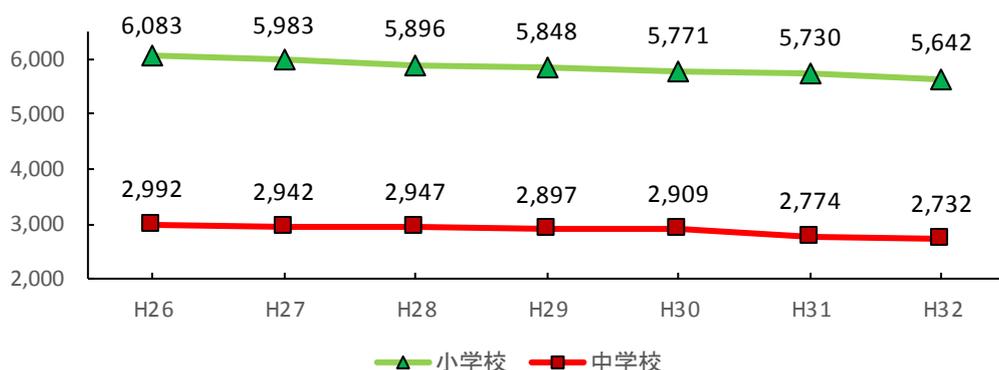
人口減少と少子化の流れは、今後もさらに進展する傾向にあり、児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化がさらに進むと考えられる。なお、平成32年度の児童・生徒数の推計は、小学校では5,642人となり平成26年度に比べ441人、7.2%の減少、中学校では2,732人となり260人、8.7%の減少となる見込みである。

※中学生数は住民基本台帳を基に、市立中学校以外の中学校に通学する生徒数を勘案して推計

○市立小・中学校 児童生徒数の推移(今後)

平成26年5月1日現在

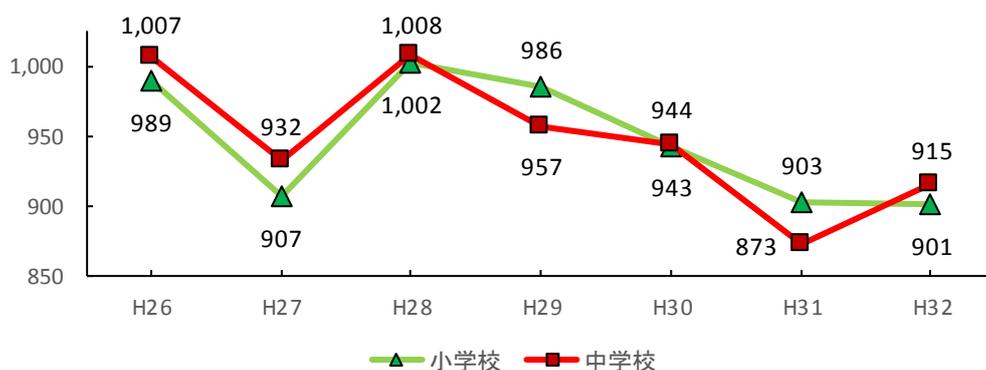
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
小学校	6,083	5,983	5,896	5,848	5,771	5,730	5,642
中学校	2,992	2,942	2,947	2,897	2,909	2,774	2,732



○市立小・中学校 入学児童生徒数の推移(今後)

平成26年5月1日現在

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
小学校	989	907	1,002	986	943	903	901
中学校	1,007	932	1,008	957	944	873	915



3. 小・中学校の規模

市立小・中学校の学校規模を通常学級の学級数別で見ると、小学校では3学級から24学級、中学校では2学級から19学級と大きな開きがある。なかでも、小学校の4校に複式学級があり、今後も増加することが予想されている。

○市立小学校の規模

平成26年5月1日現在

小学校 27校	複式編制	3学級	1校	船津川
		4学級	3校	戸奈良 下彦間 氷室
		5学級	0校	(該当校なし)
	6学級		12校	旗川 吾妻 出流原 栃本 多田 三好 山形 閑馬 飛駒 葛生 葛生南 常盤
	7～11学級		3校	赤見 石塚 吉水
	12～18学級		6校	佐野 天明 界 犬伏 犬伏東 田沼
	19学級以上		2校	植野 城北

○市立中学校の規模

平成26年5月1日現在

中学校 10校	2・3学級	2校	吾妻 常盤
	4～6学級	1校	葛生
	7・8学級	0校	(該当校なし)
	9～18学級	6校	城東 西 南 赤見 田沼東 田沼西
	19学級以上	1校	北

4. 学校の小規模化・大規模化に伴う課題

小・中学校の小規模化は学校運営や教育活動に様々な影響を及ぼしている。具体的には、児童・生徒一人一人に目が行き届きやすく、きめ細かな指導が行いやすいというメリットがある反面、集団の中で、多様な考えに触れたり切磋琢磨したりする機会が少なくなりやすい。また、人間関係が深まりやすくなる反面、固定化しやすくなる傾向がある。特に複式学級を有する学校においては、学習や集団活動における制約も多く、その解消を図ることが喫緊の課題である。また、中学校においては配当される教職員数が少ないため、教科等におけるバランスのとれた配置が難しくなるという課題もある。

一方、大規模校については、多様な教育活動や選択の幅が広がるなどのメリットがあるが、一人一人の活動の機会が少なくなりやすいなどの問題がある。さらに、施設・設備の利用の面からも制約が生じやすい。

このような課題をもとに、地域性も勘案しながら、本市における学校の適正規模・適正配置を検討した。

Ⅲ 学校の適正規模・適正配置の基本的考え

佐野市の未来を担う子どもたちが、これからの社会を生きるために重要な、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった「生きる力」を育むための望ましい教育環境の整備に向け、本市における小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を定めるものとする。

1. 学校規模適正化への基本的な考え方

- (1) クラス替えが可能な規模であること。クラス替えを通じて、様々な人間関係が生まれ、そこから多様な価値観、学習意欲が芽生えるなど単学級による弊害を取り除くことができる。また、総合的な学習をはじめ課題別活動に幅をもたせたり、学校行事等における学級ごとの取組などを生かしたりすることができる。
- (2) クラブ活動や委員会活動、さらに部活動等において多様な選択ができる規模であること。このことにより、希望に応じた活動の保障や、互いに高め合う効果が期待できる。
- (3) 学年ごと、教科ごとに複数の教員の配置が可能な規模であること。このことにより、教員相互の研修や校務分掌の適正化を図ることができる。
- (4) 体育館や図書室、コンピュータ室をはじめ学校施設や特別教室等の円滑な利用ができる規模であること。適正な教育環境により、適切な教育課程の実施と充実した教育活動が期待できる。

2. 適正規模・適正配置の基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模・適正配置の基準を次のとおりとする。

＜適正規模の基準＞

- ① 小学校の適正規模 … 原則 6 学級から 18 学級

クラス替えができる 1 学年 2 学級以上が望ましいが、地域の実情等の要因を考慮し、複式学級を有しない 6 学級を下限の学級数とする。

- ② 中学校の適正規模 … 原則 9 学級から 18 学級

全ての教科に教科担任の配置が可能となる 9 学級以上が望ましい。

- ③ 小・中学校とも 1 学級の児童・生徒数は原則として 16 人を下限とする。上限については現時点では 35 人が望ましい。

<適正配置の基準>

① 小学校の通学距離 … 概ね4 km以内

② 中学校の通学距離 … 概ね6 km以内

ただし、学校統合等により基準とする通学距離を超える場合については、スクールバスによる通学を基本とする。

※通学距離は自宅から学校までの片道の距離

3. 適正配置等と小中一貫教育

現在、佐野市教育委員会では、義務教育9年間を一体的にとらえ、子どもの成長と学習の連続性を重視した小中一貫教育を推進している。このことにより、児童・生徒の発達の段階に応じた、確かな学力、豊かな人間性や社会性、健やかに生きる体の育成を図り、小学校から中学校への円滑な接続を目指している。

様々な形態のある小中一貫教育の中で、とりわけ効果的なものは施設一体型の小中一貫教育である。本市の学校の適正規模及び将来の児童・生徒数の推計を考慮し、今までの学校区分を超えた新たな教育形態である施設一体型小中一貫校の創設は、小規模校の課題の解消を図るためにも有効なものである。

そこで、次の地区において施設一体型小中一貫校の設置を計画する。

(1) 葛生地区

葛生中学校、常盤中学校、葛生小学校、葛生南小学校、常盤小学校、氷室小学校

(葛生中学校を拠点校とする)

(2) 田沼西地区

田沼西中学校、戸奈良小学校、三好小学校、山形小学校、閑馬小学校、下彦間小学校、飛駒小学校、田沼小学校のうち田沼西中学校通学区域(この区域については、当分の間、田沼小学校と一貫校の選択を可能とする)

(田沼西中学校を拠点校とする)

(3) 赤見地区

赤見中学校、赤見小学校、石塚小学校、出流原小学校

(赤見中学校を拠点校とする)

IV 適正規模・適正配置の手法

適正規模・適正配置については、「学校の統合」と「通学区域の見直し」という2つの方法を各学校、地域の実情に応じて適切に取り入れて行うこととする。

葛生地区、田沼西地区、赤見地区については、「施設一体型小中一貫校として新たな学校を設立する」という考え方を基本とする。

1. 学校の統合

複式学級の解消を図るため、それぞれの学校の地域性や地理的要因を十分考慮し、通学区域の見直しも含めながら、隣接校との統合に取り組む。

施設一体型小中一貫校は、各対象校が対等な関係による統合で、新設校として設置する。

2. 市街部における通学区域の見直し

市街部の小・中学校については、今後の児童・生徒数の推移を勘案し、適正規模・適正配置に合わせた通学区域の再編を検討する。

3. 留意事項

学校の規模や配置の適正化に伴う学校の統合や通学区域の見直しは、その必要性を十分説明し、理解を得るよう努めるとともに、保護者、地域住民、学校関係者と教育委員会が、より良い教育環境を整えるための共通の視点をもって進めていく。

V 適正配置計画の目標年次

1. 前期計画（平成26～34年度）

前期計画は、複式学級の解消を目的とする。

(1) 葛生地区の施設一体型小中一貫校の設置

対象小中学校 … 葛生中学校、常盤中学校、葛生小学校、葛生南小学校、
常盤小学校、氷室小学校
(葛生中学校を拠点校とする)

平成34年度 … 施設一体型小中一貫校開校

(2) 田沼西地区の施設一体型小中一貫校の設置

対象小中学校 … 田沼西中学校、戸奈良小学校、三好小学校、山形小学校、
閑馬小学校、下彦間小学校、飛駒小学校
田沼小学校のうち田沼西中学校通学区域（この区域については、当分の間、田沼小学校と一貫校の選択を可能とする）
(田沼西中学校を拠点校とする)

平成32年度 … 施設一体型小中一貫校開校

(3) 複式学級解消に伴う統合

対象小学校 … 船津川小学校
平成29年度に植野小学校と統合する。

2. 後期計画（平成35年度～）

(1) 赤見地区施設一体型小中一貫校

対象小中学校 … 赤見中学校、赤見小学校、石塚小学校、出流原小学校
(赤見中学校を拠点校とする)

(2) 適正規模に満たない小学校、中学校の適正規模化

(3) 大規模校及び市街部における小・中学校については、適正規模・適正配置を考慮し、通学区域の見直しを行う。

なお、後期計画については、状況等に応じ前期計画の後半に見直しを行う。

VI 適正配置の実施にあたって配慮すべき事項

- (1) 学校はそれぞれの地域の歴史やコミュニティと結びつきを持っていることから、適正配置の実施にあたっては、地域の実情や関わり、様々な問題点などを考慮し、地域住民の十分な理解と協力を求める必要がある。
- (2) 学校の統合が円滑にできるよう統合準備委員会等を設置し、児童・生徒がより良い教育環境の中で学校生活が過ごせるよう、関係者の意見や要望を十分に踏まえながら学校の適正配置に向けて協議を行う。
- (3) 学校統合前の児童・生徒の事前交流活動や交流事業等を計画的に実施し、学校統合後の不安を解消するように努める。
- (4) 統合により廃止となる学校施設については、別途十分な検討が必要である。
- (5) 本計画は、学級編制の基準等の制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行う。なお、地域等からの要望等があった場合は、本計画とは別に、柔軟かつ迅速に対応する。